

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2017(平成29)年度第6回理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 本財団定款第4条第4項に定める事業の対象者を選考するために必要な事項として、以下の規程とする件

- ・「奨学金給付等対象選考規程」
- ・「2018 年度法曹志望大学生を対象とした奨学金の応募要領」及び「法曹志望者に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018 年度 グラフィックデザインを専攻する方を対象とした奨学金の応募要領」及び「グラフィックデザイン専攻学生に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018 年度 建築を専攻する者を対象とした奨学金希望者の応募要領」及び「建築専攻者に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018 年度 建築写真を専攻する方を対象とした奨学金の応募要領」及び「建築写真専攻学生に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018 年度 学生起業家を対象とした奨学金の応募要領」及び「学生起業家に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018 年度 医学部大学生を対象とした奨学金の応募要領」及び「医学部大学生に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018 年度 医師国家試験合格者を対象とした奨学金の応募要領」及び「医師国家試験合格者に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「2018 年度 基礎医学研究者を対象とした奨学金の応募要領」及び「基礎医学研究者に対する奨学金給付に関する規程」
- ・「誓約書」

第2号議案

理事会決議があったものと看做される日を2018(平成30)年2月15日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2018(平成30)年2月15日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 9名(同意書別添の通り)

監事総数 2名(同意書別添の通り)

2018(平成30)年2月6日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2018(平成30)年2月13日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第96条(定款第32条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第1号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。

2018(平成30)年2月15日

一般財団法人佐々木泰樹育英会理事長
佐々木泰樹